

2019.03.06

InterRisk Thai Report <2019 No.04>

タイの交通事故統計

【要旨】

- 2013 年以降、タイにおける交通事故件数は増加傾向にあります。
- 2017 年に発生した交通事故原因の 1 位は危険な車線変更です。
- 年末年始およびソンクラン期間中（4 月中旬）に交通事故が多発します。

1. タイの交通事故

現在、交通事故はタイの重大な社会・経済問題となっています。2018 年の世界保健機関（WHO）による報告によれば、タイの交通事故による死亡率は人口 10 万人あたり 32.7 人と世界で 9 番目に高いとされています。過去 10 年間、政府は交通事故を減少すべく努力を続けてきましたが、問題の解決は容易ではありません。交通事故は経済損失を伴っており、国家の発展を阻害する一つの要因になっているといえます。

タイにおける交通事故は祭日や祝日に多く発生しています。中でも最もにぎわいを見せるタイ旧暦での新年であるソンクランと年末年始は交通事故による死者が多発する期間として知られ、毎年タイ国内全域で交通事故による死傷者数が急増します。

2. 2013～2017 年に発生した交通事故（死亡事故・負傷事故・衝突事故）の状況

タイ王国国家警察庁のデータによれば、2017 年の交通事故による負傷者数は 2016 年から減少しているものの、交通事故の発生件数および死者数は増加しています。2017 年の交通事故発生件数は 85,949 件であり、前年比で 1.65%増、死者数は 4.01%増である一方、2016 年に 7,483 人だった負傷者数は 3,785 人に減少しています。

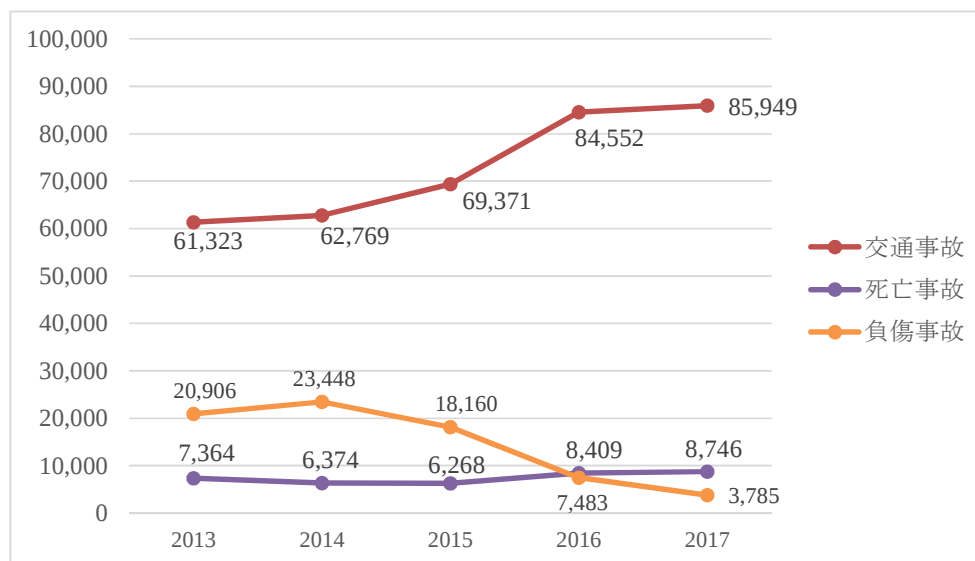


図 1 2013～2017 年に発生した交通事故件数・死者数・負傷者数

表 1 交通事故件数・死者数・負傷者数（2013～2017 年）と 2016 年・2017 年の比較

項目	2013	2014	2015	2016	2017	2016→2017
交通事故件数	61,323	62,769	69,371	84,552	85,949	1.65%増
死者数	7,364	6,374	6,268	8,409	8,746	4.01%増
負傷者数	20,906	23,448	18,160	7,483	3,785	62.78%減

表 2 は、衝突事故件数に対する負傷者および死者の割合を示しています。2013～2017 年の衝突事故 1 件当たりの負傷者数は減少していますが、死者数は衝突事故 1 件当たり 0.09～0.12 人で目立った変化はありません。

表 2 衝突事故の死亡率・負傷率（2013～2017 年）

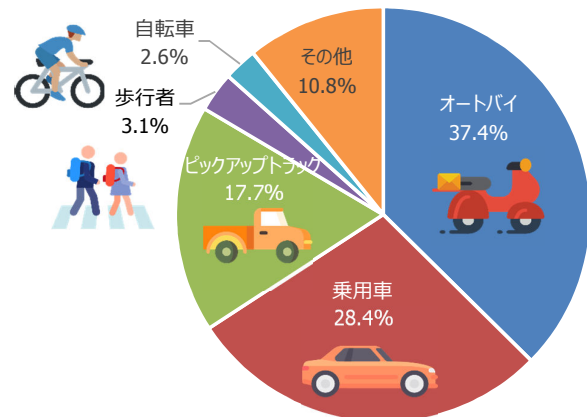
年	件数			衝突事故 1 件 当たりの 死者数	衝突事故 1 件 当たりの 負傷者数
	衝突事故	死者数	負傷者数		
2013	61,246	7,338	20,888	0.12	0.34
2014	62,494	6,336	20,689	0.10	0.33
2015	69,371	6,268	18,160	0.09	0.26
2016	84,405	8,369	7,488	0.10	0.09
2017	85,915	8,733	3,796	0.10	0.04

3. 交通事故による負傷者数と車両種別

2017 年のタイ王国国家警察庁のデータによれば、車両種別による衝突事故のトップ 3 はオートバイ（37.4%）、乗用車（28.4%）、ピックアップトラック（17.7%）です（表 3 参照）。オートバイは大型車両と道路を並走すると他の車両から見えにくく、オートバイの運転者の身体は物理的に保護されていないため、最も危険な車両といえます。

表 3 車両種別交通事故割合（2017 年）

No.	車両種別	交通事故件数	割合
1	オートバイ	33,088	37.4
2	乗用車	25,114	28.4
3	ピックアップトラック	15,675	17.7
4	歩行者	2,737	3.1
5	自転車	2,342	2.6
6	タクシー	1,947	2.2
7	トラック（6 輪）	1,398	1.6
8	トラック（10 輪以上）	1,326	1.5
9	通勤通学用バン	862	1.0
10	バス	692	0.8
11	その他	3,529	3.7
	合計	88,510	100.0



4. 交通事故のリスク要因

オートバイの運転者は不注意が多く、スピード違反や道路/歩道を逆走することから、他の車両種別と比較して交通事故を起こしやすい傾向にあります。また、タイでは交差点における赤信号の無視、ヘルメットの不使用も一般的です。ヘルメット装着率は、オートバイの運転者と同乗者が共に 60%を超えているバンコク以外は低く、タイの全国平均は 43%に止まっています（図 2）。

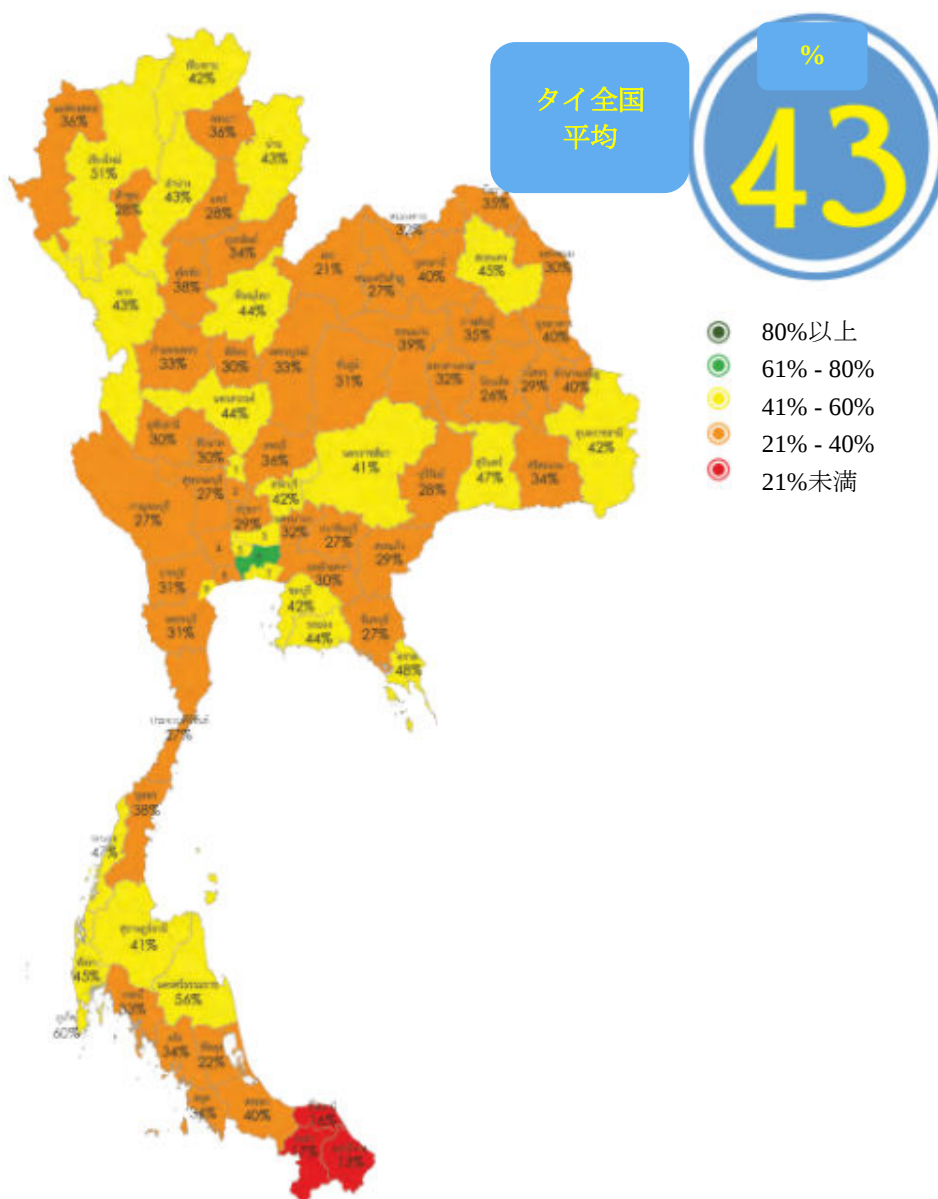


図2 タイ全 77 県におけるバイク運転者・同乗者のヘルメット装着率（2016 年）

タイ王国国家警察庁はタイで発生した交通事故の主な原因を特定する分析を毎年実施しています。2017年に発生した交通事故原因の1位は危険な車線変更（18.41%）であり、スピード超過（16.34%）、あおり運転（15.31%）、道路のメンテナンス不足（14.65%）、ドライバーの経験不足（7.04%）が続きます（図3参照）。

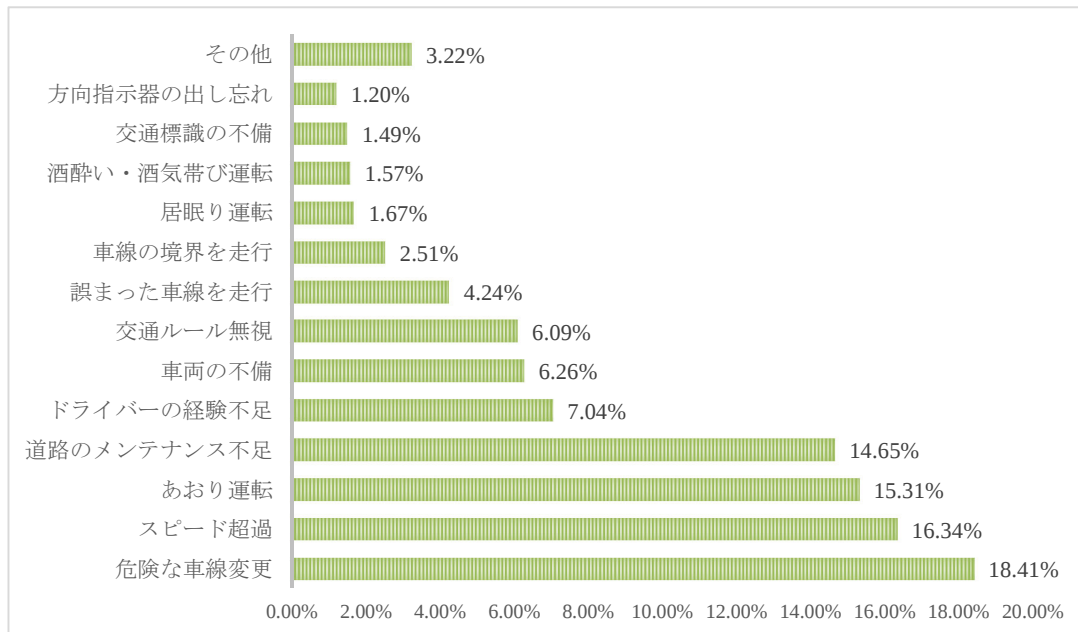


図3 衝突事故に影響を与える要因（2017年）

5. タイの交通事故多発期間

12月末から1月初めにかけての年末年始および4月中旬のタイ旧暦での新年であるソンクランの期間は毎年交通事故が集中的に発生します。多くのタイ人が旅行に行くほか、新年を故郷で過ごそうとバンコクから他の都市へ帰省するこの期間は「交通事故多発期間」と呼ばれています。

タイ道路安全センターによれば、2017年から2018年にかけての年末年始（12月28日～1月3日）に3,841件の交通事故が発生し、423人が死亡、4,005人が負傷しました。衝突事故による死亡事故で最も多かったのが飲酒運転（28.24%）で、スピード超過（25.91%）が続きます。また、大半がオートバイが関係する事故で（77.83%）、ピックアップトラック（5.29%）が続きます。図4によれば、2009年から2015年にかけてある程度の改善がみられたものの、2017年は若干増加しています。また、バンとトラックが衝突し、25名が死亡する大事故も発生しました。

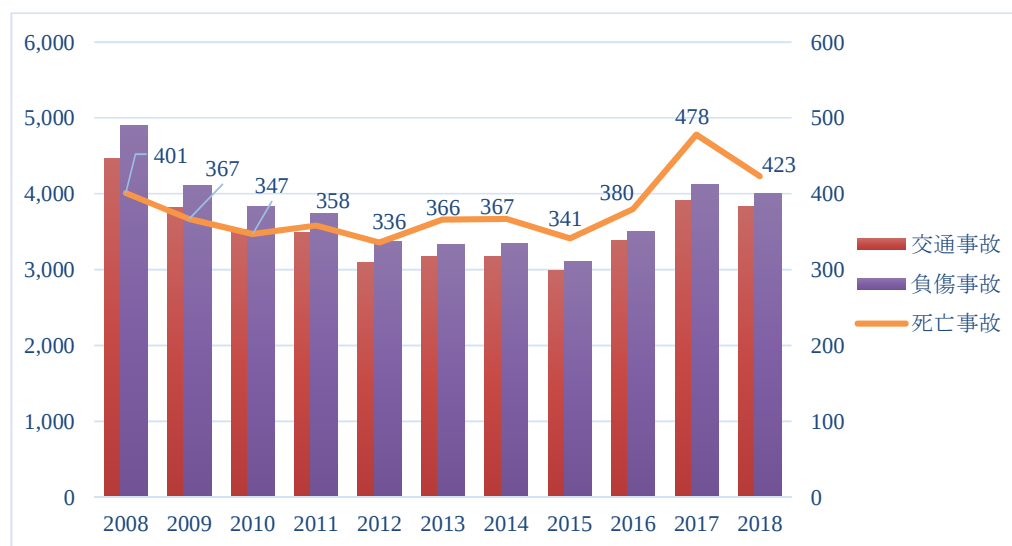


図4 年末年始の事故件数、負傷者数、死者数

一方、ソクラン期間に発生する交通事故も増加しています。大半の事故がスピード超過による死亡事故で（39.17%）、飲酒運転（28.01%）、あおり運転（20.42%）が続きます。また、最も負傷事故が発生している車両はオートバイ（80.61%）で、ピックアップトラック（6.87%）が続きます。ソクラン期間の交通事故件数、負傷者数、死者数（図6）は年末年始よりも少ないですが、死者数はほぼ同じです。

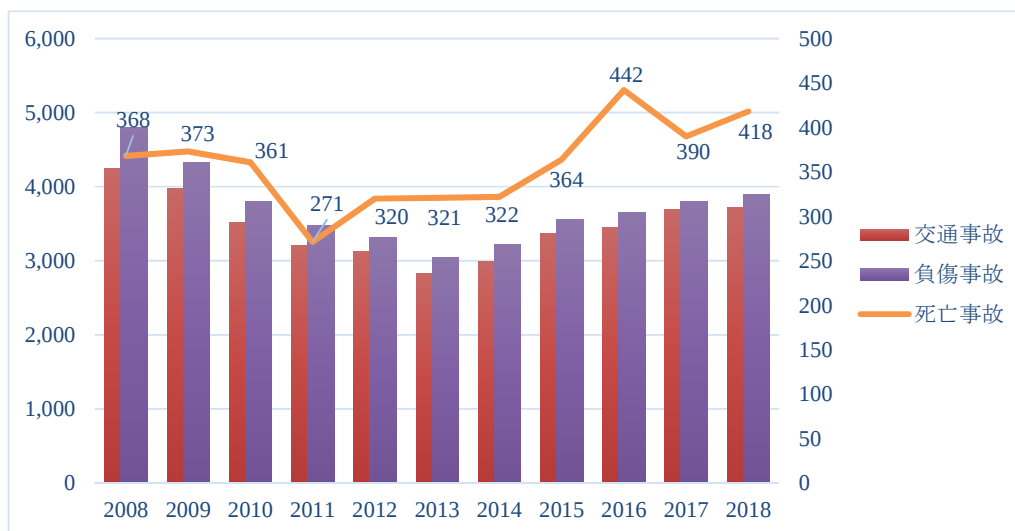


図5 ソクランの事故件数、負傷者数、死者数

6. タイの道路交通法と管理制度

交通安全は多くの領域にまたがる分野であり、交通安全の政策・管理・運営には複数の政府機関が直接または間接的に関与しています。その主な組織は、国家警察庁・教育省・運輸省道路局/地方道路局/郵便電報局・保健省疾病管理局・国立救急医療センター・RAVPC (Road Accident Victims Protection Company) です。

交通事故は、タイにおける主な死亡原因の1つであり、政府はより厳しい法規の施行による全国的な交通安全の向上を図っています。内務省次官の発表によれば、新たな規則により、コミュニティエリアにおける速度制限が50km/hになり、大型バイクの運転には特殊免許が必要とされます。また、飲酒運転をしたドライバーは拘留を含めた厳罰が科され、飲酒が疑われる全てのドライバーがアルコール呼気検査を受ける必要があります。政府は、罰則の強化によりドライバーが道路上での行動を改善し、それにより交通事故や死者が減少することを期待しています。

交通事故に関する問題を解決するため、2009年11月に開催された交通安全に関する世界閣僚会議においてモスクワ宣言が採択されており、国連加盟国は交通事故による死者数を削減するため10年後の目標設定を求められました。タイ政府は2020年までの10年間で「交通安全のための行動の10年」と位置づけ、交通事故死亡率を人口10万人あたり10人以下に削減する目標を決定しました。交通事故削減のため、タイでは以下の戦略的目標が掲げられています。

1. 全オートバイ運転者のヘルメット装着の推進
2. 酒気帯び運転の削減
3. 一定期間内での交通事故多発箇所の改善
4. ドライバーの行動の改善
5. 車両安全に関する国民の注意喚起（特にオートバイ）
6. 安全確保のための道路交通容量の増強
7. 負傷者に総括的かつ迅速な処置・リハビリを行う医療サービスの提供
8. 交通管理担当省庁が交通管理をより効果的に行うための国道メンテナンス制度の強化

7. 道路交通法

主な交通安全リスクの要因（飲酒運転、ヘルメット、シートベルト、速度）に関する法律の詳細を表4に示します。

表4 主な交通安全リスク要因に関する法律

リスク要因	詳細
飲酒運転	道路交通法 第43条 (罰金 400-1000 バーツ) いかなるドライバーも以下の（条件下で）運転をしてはならない。 • 運転能力がないとき • 酒や他のアルコールにより酔っているとき • 不注意や無謀な運転により人や物に危害を加えるおそれがある場合 • 前方または後方、片側または両側の安全が確認できない場合 • 車両通行帯の上、または車両通行帯にまたがった運転（車線変更、右左折、車両の方向転換時を除く） • 正当な理由のない歩道での運転（ベビーカーまたは車いす（病人や身体障害者用）を除く） • 他者の安全や迷惑を考慮しない運転
ヘルメット	道路交通法 第122条 (罰金 500 バーツ) オートバイの運転者と同乗者はヘルメットを装着しなければならない。ただし、本項は、僧侶、修練者、修験者および宗教上の理由からターバンの着用が求められる者、または省令で規定されている者は従う義務はない。
シートベルト	道路交通法 第123条 車両のドライバーは運転中シートベルトで体を固定しなければならない。また、前列、ドライバーの横に座っている同乗者および後列の同乗者も走行中はシートベルトで体を固定しなければならない。
速度	道路交通法 第67条 (罰金 1000 バーツ) ドライバーは車両の種別により法規制で定められた、または道路上の交通標識で示された速度制限を超えて運転してはならない。

8. まとめ

2013年以降、タイにおける交通事故件数は増加傾向にあり、負傷事故件数は減少しているものの、死亡事故は増加傾向にあります。2017年の交通事故件数で最多だったのはオートバイが関係する事故ですが、タイの全国的なヘルメット装着率は43%に止まっています。また、2017年に発生した交通事故の主な原因は危険な車線変更(18.41%)がトップで、スピード違反(16.34%)とあおり運転(15.31%)が続いており、運転手の意識、行動が問題となっています。さらに、毎年、死亡事故や負傷事故が多く発生する年末年始とソンクランの期間は、飲酒運転とスピード超過が主な事故の原因となっています。

2011年、タイ政府は2020年までの10年間を「交通安全のための行動の10年」と位置づけ、交通事故死亡率を人口10万人あたり10人以下に削減することを目標として管理制度と活動を策定していますが、目標の達成は困難な状況とされています。

執筆者：InterRisk Asia (Thailand) Co., Ltd. Ms. Prawnapa Rungvithu

参照

<http://www.searo.who.int/thailand/areas/roadsafety/en/>
http://www.who.int/violence_injury_prevention/road_safety_status/report/en/
<http://www.otp.go.th/index.php/post/view?id=2597>
<http://bhs.doh.go.th/download/accident>
http://trso.thairoads.org/system/files/hm_book_59_resize.pdf
<http://www.searo.who.int/entity/thailand/areas/rs-legal-eng11.pdf?ua=1>
<http://www.richardbarrow.com/category/road-safety/>
<http://www.thaiwebsites.com/caraccidents.asp>
<http://www.nationmultimedia.com/news/national/30303522>
<https://www.bangkokpost.com/learning/really-easy/1390170/seven-dangerous-days-over>
http://www.worldresearchlibrary.org/up_proc/pdf/1078-15093414828-13.pdf
<https://www.unescap.org/sites/default/files/2.23.Thailand-1.pdf>
https://www.researchgate.net/publication/237537867_Current_Situations_of_Road_Safety_in_Thailand

MS&AD インターリスク総研株式会社は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。タイ進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等はお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS&AD インターリスク総研（株） 総合企画部 国際業務グループ
TEL.03-5296-8920
<https://www.irric.co.jp/>

インターリスクアジアタイランドは、タイに設立された MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等における火災リスク調査や洪水リスク評価、ならびに交通リスク、サイバーリスク等に関する各種リスクコンサルティングサービスを提供しております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

InterRisk Asia(Thailand) Co., Ltd.
175 Sathorn City Tower, South Sathorn Road, Thungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120, Thailand
TEL: +66-(0)-2679-5276
FAX: +66-(0)-2679-5278
<https://www.interriskthai.co.th/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS&AD インターリスク総研株式会社 2019